

平成22年度

# 事業計画書

社会福祉法人 尾鷲市社会福祉協議会

# 目 次

目 次	1
基本方針	2
I、企画調整部門	
総務係	3～4
地域福祉係	5～9
II、総合相談・支援部門	
地域包括支援センター事業	10～14
紀北障がい者総合支援センター事業	15～17
III、介護サービス部門	
居宅介護支援事業所	18～19
訪問介護事業所	20～21
訪問入浴事業所	22
尾鷲社協デイサービスいきいき	23～24
輪内デイサービスセンター	25～27
IV、輪内高齢者サービスセンター	28

## 平成22年度 事業計画書

### 基本方針

現在、尾鷲市では高齢化率が50%を超える地域が出現し、限界集落といったことばが身近に聞かれるようになり、大変きびしい地域の実情が浮かび上がってきている状況です。こうした中、社協に対する住民の期待は大きく、社協の役目はますます重大になってきております。

社協は、ボランティア、民生委員会、自治会、婦人会といった地域の団体や福祉施設、NPO、市・県等の行政機関と連携を深めていき『誰もが安心して地域で暮らすことのできるまちづくり』を住民参加の中でめざしていかなくてはなりません。

このような中で、共同募金を積極的に進め、『じぶんの町を良くするしくみ』作りを強化し、住民と協力して事業をすすめ、見える共同募金、見える社協活動を通じ、自己資金の充実を図っていきたいと思います。

また、福祉保健センター、輪内高齢者サービスセンターの指定管理を受け、福祉、保健の活動の拠点として、あるいは輪内地区における地域福祉の拠点として活用し、住民サービスに努めていかなければなりません。

介護事業については住民が安心して暮らしていただけるために、より良いサービスを提供できるように、職員が安心して働ける職場、人材の育成・処遇の改善に努めていかなければなりません。

こうしたなかで、次の重点目標を定めて役職員一同まい進していきます。

### 重点目標

- 1、共同募金運動の充実
- 2、地域福祉活動の充実
- 3、総合相談支援体制の充実
- 4、権利擁護事業の推進
- 5、介護事業所の経営改善

# I、企画調整部門

## 1、総務係

### 1、社協活動体制の強化

#### (1) 会務の運営

##### イ、役員会の開催

理事会（年5回）

評議員会（年4回）

##### ロ、必要な部会・委員会等の設置と定期的な開催

##### ハ、定期的な監査の実施（年4回）

#### (2) 事務局体制の強化

##### イ、所属長会議の充実による事業強化と、各係及び社協輪内分室との連携強化、総合調整

##### ロ、各係参画による事業経営検討会議の定期的な開催と、中期、長期事業計画の策定

##### ハ、介護事業等の必要な職員の確保と、介護支援専門員、介護福祉士等専門資格取得の奨励

##### ニ、職員研修体制の強化・充実

・初級、中堅職員研修、管理職員研修等への参加

・職員の意識改革と資質向上を図るため、職員研修、課題別研修、

・安全運転講習、救急講習等の開催

・ブロック、県等の研修会への参加

##### ホ、事務処理の効率化

##### ヘ、適切な会計処理と経営体制の確立

##### ト、情報公開に対応した文書管理と、個人情報の保護

#### (3) 災害時における避難者安全確保体制と、資機材の確保

##### イ、災害時における職員災害応急体制の確立と、有事における避難者受入と災害弱者安全確保

##### ロ、災害時活動機材の備蓄

##### ハ、小災害に対する見舞い、日用物資の援助

#### (4) 尾鷲市福祉保健センター、輪内高齢者サービスセンターの管理・運営

##### イ、尾鷲市より施設指定管理者の指定を受け、効果的な管理、運営を行う。

##### ロ、館内施設機能の有効活用及び利用者のニーズの把握と適切な対応

##### ハ、地域福祉、保健向上、市民交流のための有効な活用

##### ニ、市民交流センターとして効果的な利用貸館

ホ、災害時における避難収容施設として受け入れ体制の整備

## 2、地域福祉財源の確保

### (1) 公的財源の確保

イ、委託事業及び補助事業の確保

### (2) 自主財源の確保

イ、善意銀行寄付金品の受配と、地域福祉基金の効果的な運用

## 3、近隣社協の連携強化

(1) 近隣社協との連携強化と協力体制の強化を図り、研修会の開催や広域的な活動の展開、災害時協力体制の推進

(2) 市町社協地域会議の参加により活動の連携を強化

## 4、福祉団体活動との連携と活動支援

(1) 尾鷲市老人クラブ連合会との連携と支援

- ・老人クラブ連合会活動と連携した効果的な事務・事業の実施
- ・高齢者友愛訪問事業への支援

(2) 民生委員児童委員協議会活動との連携強化

## 5、苦情解決体制の構築

(1) 苦情相談室の運営

イ、苦情解決体制の確保

ロ、苦情解決責任者・苦情解決担当者の設置

(2) 第三者委員の委嘱

(3) 第三者委員会の開催（随時・定期委員会年2回開催）

(4) 第三者委員の研修（年1回）

(5) 苦情内容の記録、保存の管理

(6) 運営適正化委員会等の関係機関との連携、報告

(7) 事業所内での職員研修の開催

(8) 職員の質の向上、苦情の透明性の確保

(9) 住民への情報提供・広報活動、事業所内でのポスター掲示

(10) 地域からの要望、意見、苦情を吸い上げられる体制づくり

## 2、地域福祉係

### 1、赤い羽根共同募金運動の推進

#### ～『じぶんの町を良くするしくみ』づくりの強化～

#### (1) 地域を巻き込んだ募金活動基盤の強化

- イ、この地域の課題や募金活動に関する現状を、地域に出向いたり、アンケート調査・研究して、地域で理解してもらえる募金PR活動を、年間通して行う。
- ロ、自治会をはじめとして、各協力団体との連携の強化をする。
- ハ、戸別募金・街頭募金・イベント募金活動をはじめとした、市民へのPR活動。
- ニ、事業所募金・職域募金を強化のため、市内の企業、団体、官公庁などの職場で、社会貢献活動の一環としての理解を深めてもらえるよう広報する。
- ホ、若い世代の子どもたちにとって、住んでいる地域の人々や暮らしに関心をもち、さらに理解を深める福祉教育として、学校募金（新規事業）に取り組む。
- ヘ、尾鷲市共同募金委員会の年4回の開催と、適正な配分金事業の実施に取り組む。

#### (2) 募金配分金による事業の充実<新規事業>

##### ※イ、情報提供・啓発事業 ～住みよいまちづくり調査事業～

目的：当社協における職員や地域の主要な団体を含めて、先進的な他市町の様子や情報交換不足が多く、住民参加型のよりよいまちづくりについての知識とその技能が習得できていない現状を踏まえ、積極的に先進的な他市町を訪問し、新しい情報の調査や研究をおこない、まちづくりに生かせるようにする（年1回の日帰り視察）

##### ※ロ、世代間交流事業（二次配分金事業）

目的：現在この地域内では、住民同士の関係性、世代を超えた関わりの希薄化、自治会という身近な住民組織の解散が多く存在している。一方、共同募金事業に協力を頂く自治会組織の解散を少なくし、世代を超えた人と人のつながりをもてる町づくりを取り戻すため、既存する自治会組織で活動している行事等に対して、資金の支援配分をおこない、地域内における世代間交流を充実させて、地域活性化を目指す。1団体：上限3万円までの助成（5団体）

##### ※ハ、障がい児者団体への配分金事業

目的：日頃地域で、学習・交流を通し、当事者組織の基盤強化しようとしている団体に対して、今後の活動の維持・充実を図るために二次配分をおこなう。1団体：上限5万円までの助成

#### ニ、おしゃべりほのぼのサロン事業の実施（平成21年度10月より開始）

目的：地域高齢者をはじめとする仲間同士が、おしゃべりや交流・健康づくりを通して、生きがいつくり、孤独感の解消を図ることを目的に実施する。

尾鷲 地区：月 2 回 福祉保健センター

九鬼 地区：月 1 回 九鬼公民館

早田 地区：月 1 回 早田公民館

※須賀利地区：月 1 回 須賀利公民館

ホ、福祉協力校との協働事業

協力校との情報交換・相互理解のために、連絡会議（新規）の開催

福祉協力校（指定 1 1 校）への助成金支援と福祉教育支援

## 2、小地域活動事業

(1) 地区福祉委員会・社協協力員の活動しやすい体制づくり

イ、「高齢者ふれあいサロン」、および「あったかふれあい訪問活動」を通じた、地域における見守り活動の強化

ロ、各福祉委員会の座談会を通じた、現状確認と今後の活動支援の検討

ハ、社協会費等による、委員会活動の資金支援

ニ、地区福祉委員会の新規結成支援

結成に向けての懇談会開催と、初回活動への企画活動支援

ホ、先進地視察および研修会を通じた、意識づくり

(2) 地区懇談会の開催

地区福祉委員会未結成地区との、地区懇談会の開催（3 地区目標）

(3) シニア世代の地域交流事業（活動支援、健康生活啓発活動）の実施

## 3、ボランティアセンター事業

(1) 地域内で活動している、ボランティア情報の集約

尾鷲市内で積極的に活動している団体の現状把握と情報整理

(2) ボランティアセンターのPR活動

市民に対するボランティアセンターのPRにむけた、ホームページ新設

(3) 各種講座の開催

※イ、傾聴ボランティア講座（新規事業）

この地域は、一人暮らし高齢者等が多く、悩みや寂しさを抱える人たちが多く存在することから、お話し相手や相談相手を増やしていくことで、そういった高齢者等が笑顔を取り戻し、いきいきと暮らすお手伝いをする『傾聴ボランティア』活動を活発化するために、その技術を身につけたボランティアを多く養成していき、助け合えるまちづくりを目指していく。

対象者：一般市民 回数：年1回から2回程度 講師：県職員

ロ、児童向け講座・季節行事・疑似体験の開催

講座や行事をとおして、自分たちが、住む地域に対して、地域のために何かできることや、地域の『ふくし』について考え、子供たちの福祉に対する視点をはぐくみ、福祉やボランティア活動に興味を持ってもらうために開催する。

対象者：小学生 回数：年3回

講師：地域の各種団体、ボランティア、社協職員 ほか

(4) ボランティア相談への対応

イ、団体ボランティアから個人ボランティアまで、地域のニーズとボランティア活動とを結ぶマッチング作業

ロ、ボランティアの組織化と自主的活動の支援、行政機関との仲介、連絡調整

(5) 各団体の活動しやすい体制づくり

イ、ボランティア室の有効活用のPRと環境設営

ボランティア登録団体へのPRを通して、ボランティア室の有効活用を働きかけ、活動充実が図られるよう支援する。

ロ、グッズや機材等の貸し出しによる、充実した活動を支援

ハ、万が一の活動中の事故に備えた補償支援（加入支援一人あたり100円助成）

ニ、ボランティア団体間の相互交流・育成を推進し、市民に対するボランティア活動の広報・啓発・協力支援

(6) ボランティアコーディネーターとしての資質向上

コーディネーターとしてのモチベーションを向上し、基本的技能『よき相談相手』『企画力』『調整力』が強化できるよう、積極的に研修会に参加する。

(7) 団体助成金事業

地域のボランティア団体の中で、希望団体に対して、活動の充実を図るため、助成金支援をおこなう。1団体2万円 12団体



(8) 災害体制づくり

ボランティアセンターが中心となって、知識を習得し、社会福祉協議会全体として取り組む。

#### 4、福祉教育事業の推進

- (1) 福祉教育・ボランティア体験事業の実施、ボランティア活動への広報・啓発
- (2) 社会福祉関係実習生の受入と福祉援助実習支援

#### 5、社協会員制度の推進

- (1) 会員会費の増収・確保にむけて
  - イ、市民にむけた、社協事業への理解と協力への働きかけの強化
  - ロ、地区福祉委員会、社協協力員との連携協力による会員増強運動

#### 6、総合相談事業

- (1) 社会福祉協議会としてのあらゆる相談への対応と関係機関との調整
- (2) 専門職による相談 弁護士による無料法律相談の実施（月1回 第3水曜）
- (3) 民生委員による相談 結婚相談（月2回 第1・3土曜）

#### 7、資金等の貸付事業の実施

- (1) 生活福祉資金の貸付支援
- (2) 福祉金庫一時貸付金・高額療養費の貸付支援

#### 8、援護事業の実施

- (1) 災害に対する援護活動
- (2) 子どもの日慰問事業（児童支援事業）
- (3) 小学校卒業記念品贈呈事業（母子支援事業）

#### 9、日赤募金運動への協力

- (1) 募金協力団体・協力員との連携強化と日赤募金活動の実施
- (2) 災害時の日赤奉仕団活動の推進
- (3) 赤十字義援金及び救援物資の取り扱いと配布
- (4) 救急法講習会の開催
- (5) 地区行事での炊き出し訓練指導

#### 10、福祉団体活動支援

- (1) 身体障害者互助会活動支援
- (2) 遺族会活動支援

#### 11、各種大会等の開催

- (1) 尾鷲市社会福祉大会開催の共催
- (2) 尾鷲市戦没者追悼式開催の共催
- (3) ※地域ふれあいフェスタ（仮称）（旧障がい者スポーツ大会）の開催

## 1 2、貸館業務の実施

- (1) 福祉保健センターの利用しやすい貸館管理

## 1 3、紀北地域権利擁護センター事業（三重県社会福祉協議会委託事業、尾鷲市・紀北町管内）

- (1) 利用者支援の実施
  - イ、利用者との信頼関係の構築とプライバシー保護
  - ロ、聞き取り調査による状況把握
  - ハ、利用者本位に基づいたサービス計画の立案と適切な支援
  - ニ、各種預かりサービスの適正な管理と実施
  - ホ、利用終了者に対する、その後の助言支援
- (2) 他機関との連携
  - イ、事業委託先である三重県社協、および紀北町社協をはじめとした、管内外の関係機関との連携の強化
  - ロ、月1回の締結審査会出席
- (3) 専門員・生活支援員としての資質向上
  - 支援技術などの資質向上にむけた、専門員・生活支援員研修への積極的な参加
- (4) 啓発活動
  - イ、パンフレット等による、地域への広報啓発
  - ロ、関係機関が開催する研修会や会議等での広報啓発

## II. 相談支援部門

### 1、地域包括支援センター

#### [基本方針]

尾鷲市の高齢者が住み慣れた地域で、できる限り要介護状態にならないように、「地域包括ケア」の考え方を基本とし、保健・医療・福祉サービスをはじめ、多様な支援を継続的かつ包括的に提供していく。また、配置している各専門職種の専門知識や技能など質の向上に努め、ネットワークの充実と連携を強化し、個別ケアを実施する。

【実施主体】 紀北広域連合、尾鷲市

【事業種目】 地域包括支援センター運営事業（包括的支援事業＋任意事業）  
指定介護予防事業（介護予防ケアプランを居宅介護支援事業所に一部委託）

#### [重点目標]

- (1) 認知症に関する病気の理解と患者へのケアの方法を深め専門職としての質の向上を図っていく。また、認知症患者を介護する介護者や一般市民を対象に勉強会等を開催して認知症を正しく学び、差別や偏見をなくし、支え合いができるまちづくりをめざしていく。
- (2) 適切な介護サービス計画（ケアプラン）の策定等を通じ介護サービスが効果的・効率的に提供されることを支援する。介護状態が軽減されるなど対象者の状態によっては、特定高齢者施策・一般高齢者施策への参加へと繋いでいく。

#### [人員配置]

代表者 1名

管理者 1名

保健師 常勤 2名

社会福祉士 常勤 2名、非常勤 1名（常勤1名、非常勤1名はケアプラン作成専属）

主任介護支援専門員 常勤 2名

### 1、包括的支援事業

#### (1) 総合相談支援

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、どのような支援が必要かを幅広く把握し、相談を受け、介護保険サービスやその他の適切なサービス、機関又は制度の利用につなげていく等の支援を行う。

## イ、総合相談窓口の設置

地域の高齢者を対象に総合的な相談窓口を設置し、包括的な相談支援を行う。  
また、相談内容に応じてさまざまな社会資源を活用し、包括的・継続的支援につなげていくことでワンストップ相談窓口としての機能を果たす。

## ロ、地域包括支援センターの周知

地区福祉委員会や民生委員児童委員協議会など各種関係機関への訪問活動を中心に、福祉ニーズの吸い上げのために地域包括支援センターの周知を図っていく。

## ハ、地域ケア会議の開催（年４回）

尾鷲市より委嘱された行政・福祉・保健・医療関係者等を委員として、地域ケア・介護予防・生活支援の観点から、介護保険外のサービス提供等も必要な高齢者を対象に、効果的な介護予防・生活支援サービスの総合調整や地域ケアの総合調整の推進を行う。

## (2) 権利擁護

誰もが住みなれた地域で尊厳ある生活人生を維持することができるという願いを実現していくことを目指す。

## イ、高齢者虐待の防止

- ① 高齢者虐待相談窓口の設置及び高齢者虐待防止に関する周知・啓発を行うとともに行政担当部局（市役所福祉保健課高齢者・児童係）及び関係機関と連携して問題の解決を行う。
- ② 福祉・医療関係者を対象に高齢者虐待防止に関する体制整備を行うための勉強会や意見交換会・定例会議（年１回）研修会（年１回）を開催する。

## ロ、認知症の周知・啓発

- ① 認知症に関する勉強会や講座を開催する。（年３回）
- ② 認知症サポーター及び介護職員を対象に、認知症ケアに関する研修会を開催する。（年１回）

## ハ、制度の活用

- ① 必要に応じて地域福祉権利擁護事業の活用を支援する。
- ② 必要に応じて成年後見制度の活用を支援する。

## (3) 包括的・継続的ケアマネジメント

地域に住む高齢者が、福祉・医療・保健のサービスをより円滑に一体的に利用でき、また状態の変化に応じて継続した支援が受けられるよう福祉・医療・保健の各専門機関及び専門職種のネットワークを構築する。

#### イ、居宅介護支援事業所連絡会議の開催（年４回）

尾鷲市の方が利用している近隣の居宅介護支援事業所の代表等の参加を集い、事例検討会・情報交換・ネットワークの構築等を行う。

#### ロ、関係機関との連携体制づくり

- ① 主治医との連携を円滑に行うため、市内の居宅介護支援事業所とともに標準的な情報共有シートを作成する。
- ② 病院への入退院や受診については、主治医・介護支援専門員・医療ソーシャルワーカー等と連携して情報を共有し、日常生活が円滑に行えるよう支援する。

#### ハ、事例検討会の開催

困難事例等の検討会を実施し、介護支援専門員を後方支援する。

### （４）介護予防ケアマネジメント

加齢に伴う身体状況及び環境の変化に応じて、さまざまな社会資源を活用しながら、高齢者ができる限り要介護状態とならず、自立した生活が送れるよう介護予防を支援するとともに普及を図る。

#### イ、要支援認定者の介護予防ケアマネジメント

毎月、約２００名の利用対象者を見込み、約１５０名の予防ケアプランを地域包括支援センターで作成し、約５０名の予防ケアプラン作成を居宅介護支援事業所に委託する。

#### ロ、特定高齢者の介護予防ケアマネジメント

特定高齢者決定者（約２００名）からの事業への参加希望者の選定および、ケアマネジメントを実施し、必要に応じて介護予防計画の作成及び訪問による介護予防指導を行う。

#### ハ、介護予防支援従事者への研修会の開催（年１回）

訪問介護事業所・通所介護事業所等を対象とした介護予防支援従事者に向けた研修会を開催する。

## ２、任意事業

(1) 介護給付費等費用適正化事業

※イ、ケアプラン点検事業（紀北広域連合主催 年6回）

- ① ケアプランの内容が「自立支援」に資する適切な内容となっているかを、ケアプラン作成者の介護支援専門員とともに検証確認しながら、良い気づきを促すことにより質の高い高齢者支援となることを目的とする。

(2) 家族介護支援

イ、介護者の会の開催（年3回）

- ①高齢者を介護する家族の精神的負担軽減と相互の情報交換を目的とした交流会を開催する。  
②介護者及び介護職員を対象に介護技術についての研修会を開催する。

※ロ、介護者の実態把握

- ①要介護度4・5と認定されている方を介護されている介護者（約90名）の介護状況を聞き取り、必要に応じて、訪問による介護方法の指導や相談助言を行う。

(3) 福祉用具・住宅改修利用支援

イ、福祉用具の利用支援

福祉用具の利用について、相談・助言及び利用支援を行う。

ロ、住宅改修の利用支援

住宅改修に関する相談・助言及び住宅改修にかかる必要書類の作成を行う。

### 3、その他

(1) 各種研修会への参加

(2) 各種会議への出席

- ・地域包括支援センター運営協議会（年2回）
- ・東紀州地区、地域包括支援センター連絡会議（年1回）
- ・東紀州・伊勢地区、地域包括支援センター連絡会議（年1回）
- ・グループホームわらべ運営推進会議
- ・グループホームしあわせ運営推進会議
- ・あいあい日向グループホーム運営推進会議
- ・グループホームあいあい運営推進会議
- ・地域密着型小規模特別養護老人ホームあかつき運営推進会議
- ・小規模特別養護老人ホームあさひ運営推進会議
- ・養護老人ホーム聖光園入所判定委員会

(3) 定例ミーティングの実施

- ・新規相談ケースについての検討（毎月10日頃）

- ・各自担当ケースについての相談・報告（毎月10日頃）

（4） 困難事例等カンファレンスの開催

- ・処遇困難事例のカンファレンス（適宜）
- ・虐待ケース事例のカンファレンス（適宜）

## 2、紀北地域障がい者総合相談支援センター

### 1、紀北圏域障がい者地域生活相談支援事業の受託実施（1市1町広域事業）

障がい者のライフステージに応じた生活を支援するために福祉サービスの利用援助（情報の提供、日常生活の相談・援助等）を障がい者の身近な地域で行い、必要な福祉サービスが利用出来るようにするため関係機関と連携を図り、障がい者の福祉の向上並びに自立支援を行う。当面は尾鷲市福祉保健センター3階を拠点として、相談業務を行うが、紀北町での巡回相談も行う。

職員配置 事業主体：尾鷲市 / 紀北町 / 三重県

#### 紀北地域障がい者総合相談支援センター 結

##### 市町事業

① 精神障がい者支援 保健師 1名
② 身体・知的障がい者支援 社会福祉士 1名
③ 生活支援ワーカー (紀北町社協海山支所に配置) 介護福祉士 1名
④ 療育相談員兼生活支援 ワーカー介護支援専門員 1名 (すまいる教室開催日等)

##### 圏域事業

⑤ 障がい児等療育支援事業 保育士 3名 (すまいる教室開催日等) 言語聴覚士 (月2回) 1名
⑥ 精神障がい者退院促進支援事業 精神保健福祉士 週3日1名 紀南会オレンジ受託実施
⑦ 障がい者就業・生活支援事業 担当ワーカー 1名 紀北作業所受託実施

### (1) 業務内容

#### イ、相談支援業務

a、身体・知的・精神・障がい児に対応したサービス利用、生活全般に関する相談支援・情報提供を行う。

b、自立支援法による障がい者ケアマネジメント業務

#### ロ、実態把握業務

関係機関連携し地域における障がい者の実態を把握し、ニーズを予測し対応する。

#### ハ、サービス開拓業務

地域に必要なサービスを作り出し継続を目指す。

#### ニ、権利擁護のための必要な援助

#### ホ、地域活動支援（3障がい対象）・・・社会参加支援

ウイークエンドサークル・フラワーアレンジメント教室・音楽教室

### (2) 身体障がい者コーディネーター業務

#### イ、相談支援



サービス調整、申請代行、生活相談、福祉用具購入

ロ、生活支援・行事

元気会の開催

歩行訓練 (市 社会参加促進事業)

ハ、情報提供

点訳依頼のコーディネート

広報テープ作成の支援 (市 社会参加促進事業)

ニ、関係機関との連携

三重県障害者相談支援センター (旧身体障がい者更生相談所) のコーディネーター連

絡会参加・A J U自立の家・草の実リハビリセンター

やきやまファーム

ホ、身体障がい者支援部会の開催

(3) 知的障がい者コーディネーター業務

イ、相談支援

サービス調整、施設入所支援、就労支援、生活相談

ロ、生活支援・行事

フラワーアレンジメント教室

音楽教室

ウィークエンドサークル

ハ、関係機関との連携

紀北作業所・瑠璃ヶ浜作業所・桃朋園・やきやまファーム

ニ、知的障がい者支援部会の開催

三重県障害者相談支援センター (旧知的障害者更生相談所) の出席

(4) 精神障がい者コーディネーターの業務

イ、相談支援

生活状況の把握、サービス調整、生活相談

受診支援 就労支援

ロ、ピアサポーターによるサロン活動支援

ハ、関係機関との連携

保健所地域精神保健福祉連絡会への参加

紀南会 尾鷲診療所 ひのきの家作業所 やきやまファーム

管外精神科病院・あすなろ学園・社会復帰施設

ニ、精神障がい者支援部会の開催

(5) 障がい児コーディネーター・療育相談員の業務

イ、すまいる教室の開催

水 木 金 開催

交流会・・・全グループ合同で開催。夏祭り・クリスマス会

風の広場教室の開催・・・就学前の児童のみ

ロ、個別指導援助のための検討会

ハ、相談支援

サービス調整、生活相談

ニ、親の会への協力

ホ、関係機関との連携

保育園 幼稚園 小中学校 くろしお学園 他の特別支援学校

かとう小児科 紀州児童相談所 れんげの里発達支援センター

あすなろ学園 草の実リハビリテーションセンター・特別支援教室

市町教育委員会 重症心身障害者相談事業（尾鷲総合病院）市町保健師

ヘ、おもちゃ図書館の開催

ト、その他

療育部会・療育連絡会議の開催

乳幼児検討委員会への参加

(6) ピアカウンセラー・ピアサポーター活動支援

ピアサポーターが地域で暮らす障がい者に対して支援活動を行うための体制づくりや助言を行う。さらには、社会資源の少ない紀北地域での地域生活支援の担い手として定着させる。また、本人にとっては、就労の訓練機会とする。具体的には、月2回紀伊長島区でのすずらんサロン活動をする。

(7) ジョブサポーター事務局運營業務（三重県生活部より受託実施）

障がい者就労を支援する機関、雇用している事業主からの要請に応じ、働く職場にジョブサポーター（支援者）を派遣し、職場で起こっている問題を検討し、職場定着を支援していく。活動に関する事務を行う。

(8) 日中一時支援事業（尾鷲市より受託実施）

障がい児童、生徒の長期休暇の昼間（午後）の居場所づくり

## Ⅲ、介護サービス部門

### 1、居宅介護支援事業所

#### 1、重点目標

居宅介護支援事業では、利用者や家族の視点に立ち、在宅で可能な限りの自立支援に向けたケアプラン作成を行う。21年度から特定事業所加算を取得したことにより、これまで以上に質の高いケアを行い、必要度の高い介護ニーズに対して効果的なサービスを提供していく。また、ケアマネジメント業務の基本となる対人援助技術や給付管理をもう一度基本から学び、職員間のスキルの均等を図る。

#### 2、事業方針

- (1) 管理者を中心とした組織作りで業務全般の改善を行い、地域から信頼・選択される事業所を目指す。
  - ・介護支援専門員やその他の従業者の管理
  - ・利用の申し込みに係る調整
  - ・業務の実施状況の把握
  - ・その他、管理を一元的に行う
  - ・従業者に必要な指揮命令を行う
- (2) 利用者や家族の在宅における生活意向を考慮したケアプランを作成する。
  - ・居宅サービス計画の作成
  - ・利用者、サービス事業所との連絡調整
  - ・サービス担当者会議の開催
  - ・実施状況の把握
- (3) 医療との連絡・連携を行う。
  - ・入退院時をはじめ、医療機関などと利用者に関する情報共有を行う
- (4) 在宅高齢者の介護相談や支援を行う。
- (5) ケアマネジメントの質の向上を図る。
  - ・基本スキルの再確認
  - ・個々の職員の技量を高めることを目的とした研修の実施
  - ・居宅介護支援事業所連絡会や高齢者虐待防止に関する研修など外部の研修に、積極的に参加する

- ・ 認知症、独居高齢者に関する知識や援助技術の習得で、質の高いケアの充実を図り、サービスを強化する

## 2、訪問介護事業所

### 1、訪問介護・障害福祉サービス事業

#### 1、重点目標

新規利用者や緊急時の対応に関する報酬加算など、サービス提供責任者の職責が評価されるため、介護報酬に見合うようサービス提供責任者の質の向上に重点を置く。利用者本位のサービス提供と訪問介護員に対する連絡・相談・教育が行える体制作りに努める。また、サービス提供責任者をはじめとする常勤職員を中心に、各種研修への参加を積極的に行い、伝達講習や部内の全体研修を実施する。

#### 2、事業方針

- (1) すべての権限と情報を管理者に集約し、管理者を中心とした組織作りで業務の効率化を図る。
  - ・従業者および業務の管理を一元的に行う
  - ・従業者に必要な指揮命令を行う
  
- (2) サービス提供責任者の業務を明確にし、効率的・効果的な組織運営を行う。
  - ・サービスの申し込みに係る調整を行う
  - ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握する
  - ・サービス担当者会議など、居宅介護支援事業所と連携を図る
  - ・訪問介護員に対して具体的な援助目標や援助内容を指示し、利用者の状態について情報を伝達する
  - ・訪問介護員の業務の実施状況を把握する
  - ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理を実施する
  - ・訪問介護員に対する研修、技術指導を行う
  - ・その他、サービス内容の管理に必要な業務を行う
  
- (3) 利用者・家族のニーズを尊重した介護サービス計画書の作成と、質の高いサービスの提供を行う。
  - ・すべての訪問介護員に対して個々の職員の技術向上を目的とした研修を実施する
  - ・利用者に関する情報、サービス提供にあたっての留意事項の伝達または訪問介護員の技術指導を目的としたチーム会議を月1回開催する
  - ・年に1回、全体研修を実施する
  
- (4) 業務中の事故や利用者の容体が急変した場合は、利用者の生命を第一に考えて行動する。

(5) 苦情処理や業務事故に対しては管理者を中心に、誠実に対応する。

(6) 事務処理をはじめとする業務全般の改善とニーズの発掘を行う。

## 2、保険外サービス

「あんしん」のサービス提供にあたり、まず介護保険でのサービス提供が前提であるという、本事業の本来の姿を再確認し、利用者のすべての希望をかなえるサービスではなく、本人にとって必要で、自立を妨げない範囲でのサービス提供に努める。

## 3、一般乗用旅客運送事業（患者等輸送事業）

介護輸送では、介護が必要な利用者に対する輸送であるという意識を持ち、これまで以上に利用者の安全に配慮した車両管理と運転技術の向上を目指す。

- (1) 運行管理体制の確立と安全運転の励行および研修などの実施
- (2) 必要な人材確保（二種免許）と効果的な運営

## 4、尾鷲社協デイサービス いきいき

## 3、訪問入浴事業所

### 1、重点目標

移動入浴車2台を有効活用し、在宅での自立した日常生活が行えるよう、身体の清潔保持、心身機能の維持を図る。また、サービスの質を維持するための職員配置・確保にも力を注いでいく。訪問入浴事業は、ほかの居宅介護支援事業者からの依頼が多いため、事業所間で綿密な連携を図ることはもちろん、各医療機関との協力強化を目指す。

### 2、事業方針

(1) すべての権限と情報を管理者に集約し、管理者を中心とした組織作りで業務の効率化を図る。

- ・従業者および業務の管理を一元的に行う
- ・従業者に必要な指揮命令を行う
- ・利用の申し込みに係る調整を行う
- ・業務の実施状況の把握
- ・その他必要な管理を一元的に行う

(2) 各関係機関との連携と利用者の心身の状況把握に努める。

- ・サービス担当者会議などを通じて、心身の状況や環境に沿ったサービスを行う
- ・居宅介護支援事業者や保健医療サービス、福祉サービス提供者などと連携を図る

(3) 職員のレベルアップを行い、サービス提供体制強化加算の取得に見合う質の高いサービスを提供する。

- ・衛生管理やサービスに関する知識と技術を身につけるため、外部研修や伝達研修を実施
- ・年に1回は全体研修を行う
- ・利用者に関する情報やサービス提供にあたっての技術指導などを目的とした会議を定期的実施する

(4) 業務中の事故や利用者の容体が急変した場合は、利用者の生命を第一に考えて行動する。

(5) 苦情処理や業務事故に対しては管理者を中心に、誠実に対応する。

(6) 事務処理をはじめとする業務全般の改善とニーズの発掘を行う。

## 1、重点目標

介護保険制度のデイサービスと自立高齢者を対象とした一般・特定高齢者介護予防事業など、身体状況に応じたサービスを提供できる地域の介護予防拠点を旨す。また、地域包括支援センターや各居宅介護支援事業所などと連携を図り、短時間デイサービスの特徴を生かした新たなニーズの発掘を行う。

## 2、事業方針

(1) 管理者を中心としたスムーズな事業運営を行う。

- ・従業者の管理
- ・利用の申し込みに係る調整
- ・業務の実施状況の把握
- ・その他、管理を一元的に行う
- ・従業者に必要な指揮命令を行う

(2) 各関係機関との連携と利用者の心身の状況把握に努める。

- ・サービス担当者会議などを通じて、心身の状況や環境に沿ったサービスを行う
- ・地域包括支援センターや居宅介護支援事業者、保健医療サービス、福祉サービス提供者などと連携を図る

(3) 職員のレベルアップと各専門職の知識と技術を集約し各種加算の取得に見合う質の高いサービスを提供する。

- ・衛生管理やサービスに関する知識と技術を身につけ、個々の職員のレベルアップを目的とした研修を実施
- ・年に1回以上、全体研修を行う
- ・利用者に関する情報やサービス提供にあたっての技術指導などを目的とした会議を定期的実施する
- ・機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員、そのほかの職種の者が共同してサービスの提供を行う
- ・利用者ニーズを最優先に考えると同時に、介残存機能の維持、向上を目的とした介護予防サービスを心がける。
- ・一般高齢者介護予防事業修了者に対して、事業修了後の実態確認を定期的に行う



- (4) 業務中の事故や利用者の容体が急変した場合は、利用者の生命を第一に考えて行動する。
- (5) 苦情処理や業務事故に対しては管理者を中心に、誠実に対応する。

## 5、輪内デイサービスセンター

### 予防通所介護・通所介護・障がい者デイサービス(基準該当生活介護) 一般高齢者介護予防事業(市委託)の実施

#### 1、重点目標

職員全員が地域に密着し、安心と信頼が得られるような事業運営を行い、地域に貢献できる事業所、地域から信頼・選択される事業所を目指す。サービス提供にあたっては法令を遵守し、常に相手が何を求めているかを考え、利用者の尊厳を保持し、利用者主体のサービスを追求する。またプログラムの充実等により、利用者の心身機能の維持、向上を図り、できるだけ在宅で元気に生活できるよう支援する。

安定した事業運営を行うため、必要な職員の確保、質の向上に努め、収支のバランスに留意しながら事業を実施していく。数値目標としては稼働率 70%以上(1 日平均 21 名以上)を目指す。

#### 【概要】

- 利用定員 : 1 日 3 0 人
- サービス内容 : 送迎サービス、健康チェック、入浴サービス  
レクリエーション活動、食事サービス  
機能訓練、口腔機能向上プログラム
- 年間行事等 : (春) 花見、(夏) 夏祭り、(冬) クリスマス会・初詣  
その他、保育園・学校・地区組織等の慰問  
実習生・ボランティアの受入れ

※入浴は、予防通所介護・通所介護・障がい者デイサービス利用者のみ実施

※以下の通りの加算を算定

予防通所介護

運動器機能向上加算・口腔機能向上加算・事業所評価加算・サービス提供体制加算Ⅱ

通所介護

個別機能訓練加算Ⅰ・入浴介助加算・サービス提供体制加算Ⅱ

## 2、事業方針

### (1) サービスの実施について

聞き取り調査等を踏まえ、心身の状況や生活環境を考慮し、利用者や家族のニーズを尊重し、法令を遵守した計画書を作成する。またそれを踏まえ、質の高い、利用者や家族に満足していただけるサービスを提供していく。その際には安全かつ快適にご利用していただけるよう配慮する。実施したサービスについては振り返りを行い、評価する。

### (2) プログラムについて

送迎、入浴、食事、排泄行為等について、利用者の状態に応じて支援していく。レクリエーションについて、利用者が楽しみながら機能維持・向上できるようなプログラムを計画的に提供していく。利用者にまた来たいと思っただけの事業所を目指す。

### (3) 利用者及び家族、関係機関との連携について

- ・ケアマネジャー等関係機関との連携について、毎月行うケース会議はもちろんのこと、日頃から連絡を密にとり情報共有をすることで、利用者の心身等の変化にもきちんと対応できるきめ細かなサービスの提供を目指す。
- ・医療機関とも連絡を取り合い、医療情報を収集し利用者の状況把握に努める。また必要に応じて介護情報を提供する。
- ・利用者や家族との関係について、送迎時等の体調確認、電話や手帳での情報交換を通じ、ニーズの把握と問題共有につとめ、信頼関係を築いていく。

### (4) 周知・広報について

介護サービス情報の公表制度による情報の開示等を通し、開かれた事業所を目指す。

### (5) 職員について

- ・介護福祉士等の資格取得の奨励、支援
- ・資質向上、知識・技術の習得を念頭におき、各種研修に参加し、日々の業務に生かす。
- ・終礼・朝礼を職員全員が連絡事項をもれない把握し、共通理解を図る場、活発かつ前向きな話し合いができる意見交流の場として活用する。
- ・職員の要望をくみ上げ、働きやすい職場とする。職員が一丸となって業務に取り組める体制を作り上げる。
- ・職員一人一人が自分自身及び事業所全体を見つめ直し評価していく。また、改善事項を洗い出し、解決策を探ることで価値あるサービスの提供ができる組織を作っていく。

- ・個人情報の保護・管理については十分に配慮し、守秘義務は遵守する。
- ・コスト意識を高く持ち、経費削減に努める、事務処理等の効率化を推進する。
- ・業務を行う上での有益な資料や情報を積極的に提供する。

(6) 緊急・災害時対応について

- ・事故発生時はマニュアルに沿って迅速かつ適切に対応する。
- ・事故発生した原因、対策を総合的に検討し、今後の事故防止の対策として活用する
- ・利用者の状態が急変した場合、マニュアルに沿って対応するとともに、家族・主治医・関係機関等に速やかに連絡し、指示を仰ぐ。状況によっては救急車を要請する等、利用者の命を最大限守るよう努力する。
- ・当所及び近隣で火事が発生した場合は、防火管理者の指示に従い速やかに利用者を安全・適切な方法で、避難誘導し、初期消火にあたり、利用者の安全確保に努める。
- ・地震、津波が発生した場合は、利用者の避難誘導等、安全確保に努め、当会本部、尾鷲市災害対策本部と連携し、利用者の安全と、二次災害の防止に努める。
- ・火災・地震等の非常災害に備え、消火訓練・避難訓練を年2回以上実施する。

(7) 苦情対応について

利用者やその家族からの苦情・要望は今後のサービス提供を行う上での、大切な提言であるにとらえ、誠実に対応する。苦情を受けた際は苦情報告書を作成し、改善策を講じ、全職員に周知徹底する。

(8) 衛生管理について

- ・事業所の設備・備品等は定期的に消毒を施すなど、清潔の保持や衛生管理に十分留意する。
- ・職員に対して、伝染病等に関する基礎知識の習得に努め、年一回以上の健康診断を受診させる。

## IV、輪内高齢者サービスセンター

### 1、社会福祉協議会の分室

- (1) 福祉委員会活動の推進
- (2) ボランティア活動の推進
- (3) 福祉に関する各種相談事業の実施
- (4) 各種募金事業

### 2、輪内地区配食サービス事業の実施

- (1) 輪内地区での生活支援型配食サービス事業の受託及び自主事業(あったか弁当)の実施 (週 3 回)

### 3、輪内高齢者サービスセンターの管理・運営

- (1) 尾鷲市より施設指定管理者の指定を受け、効果的な管理、運営を行う。
- (2) 館内施設機能の有効活用及び施設の効果的な運営
- (3) 輪内地区における地域福祉向上のための有効な活用
- (4) 災害時における避難収容施設として受け入れ体制の整備